

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,602	369,170,434
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		87	2,224,514
債 務 控 除 額		2,421	51,442,033
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		579	2,208,517
課 税 価 格		4,626	322,161,432
相 続 税 額	算 出 税 額	4,575	50,335,691
	2 割 加 算 額	347	308,812
	計	4,575	50,644,503
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	182	530,067
	配 偶 者	771	17,340,349
	未 成 年 者	63	20,713
	障 害 者	71	69,509
	相 次 相 続	187	180,860
	外 国 税 額	-	-
	計	1,215	18,141,498
差 引 税 額		4,035	32,503,005
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		30	119,102
小 計		4,028	32,383,903
納 税 猶 与 額		39	646,787
納 付 税 額		4,021	31,737,116
還 付 税 額		18	42,675
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,510	126,440,000

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 13 年 分	4,846	345,289,087	58,661,592	21,211,158	4,183	35,208,062	1,619
平成 14 年 分	4,538	316,869,088	50,079,954	15,600,737	3,909	32,393,731	1,528
平成 15 年 分	4,575	321,718,989	47,507,294	15,460,676	4,004	30,812,478	1,512
平成 16 年 分	4,748	330,965,468	49,115,866	15,772,933	4,096	32,072,987	1,572
平成 17 年 分	4,626	322,161,432	50,644,503	18,141,498	4,021	31,737,116	1,549

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	94	5,053,156	84	373,275	32
若松	109	5,005,254	94	236,743	32
小倉	304	19,564,646	272	1,814,713	103
八幡	242	15,304,141	212	1,136,350	86
博多	237	19,562,462	211	2,500,796	67
香椎	412	38,536,997	348	5,033,438	137
福岡	468	38,082,826	412	4,799,867	155
西福岡	385	34,937,095	338	4,674,419	128
大牟田	148	7,754,443	129	512,391	41
久留米	314	19,705,704	273	1,505,483	104
直方	68	3,584,672	57	210,311	22
飯塚	60	5,351,686	53	714,324	22
田川	44	3,143,345	41	332,977	15
甘木	64	3,840,905	55	252,892	19
八女	100	5,980,745	85	435,681	29
大川	54	3,053,614	48	179,640	18
行橋	94	4,743,612	74	183,271	33
筑紫	349	26,861,924	307	2,953,771	112
福岡県計	3,546	260,067,227	3,093	27,850,341	1,155
佐賀	174	9,447,361	138	621,810	54
唐津	63	3,950,681	56	220,437	22
鳥栖	100	5,174,552	86	268,730	31
伊万里	11	497,073	9	14,196	5
武雄	84	5,603,320	72	440,389	30
佐賀県計	432	24,672,987	361	1,565,561	142
長崎	272	15,269,741	241	906,307	87
佐世保	141	6,790,433	126	310,365	45
島原	19	2,183,490	18	232,582	9
諫早	163	8,584,097	137	342,133	52
福江	28	1,830,176	24	227,934	10
平戸	10	1,086,375	9	103,972	5
壱岐	6	406,632	5	24,274	2
厳原	9	1,270,274	7	173,648	3
長崎県計	648	37,421,218	567	2,321,214	213
総計	4,626	322,161,432	4,021	31,737,116	1,510

(注) この表は、「(4)申告及び処理の状況」の「本年分」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 4,627	千円 321,166,814	人 4,022	千円 31,608,684	人 1,510	
	修正申告による増差額	114	1,348,828	205	208,884	84	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	24	354,210	29	80,452	19	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 4,626	322,161,432	実 4,021	31,737,116	実 1,510	
過 年 分	申 告 額	94	3,441,536	89	300,321	39	
	修正申告による増差額	846	10,017,098	1,230	1,706,520	415	
	更正による増差額	7	206,903	8	76,712	5	
	更正等による減差額	234	2,934,504	288	677,050	115	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 93	10,731,033	実 107	1,406,503	実 39	
合 計	申 告 額	4,721	324,733,773	4,111	31,909,004	1,549	
	修正申告による増差額	960	11,240,503	1,435	1,915,403	499	
	更正による増差額	7	206,903	8	76,712	5	
	更正等による減差額	258	3,288,714	317	757,502	134	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 4,719	332,892,465	実 4,128	33,143,619	実 1,549	

調査対象等： 「本年分」は、平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	60	10,468	34	6,008	7	7,193
過 年 分	885	134,924	79	8,710	76	103,818
合 計	945	145,392	113	14,717	83	111,011

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	305	25,811,663	437,239	108,205	354,706	731
1 億円超	766	108,931,722	745,897	945,965	4,260,664	2,632
2 "	241	58,475,316	628,889	462,790	4,506,859	887
3 "	129	47,976,484	158,234	317,498	6,019,747	518
5 "	34	19,831,304	129,996	130,561	3,298,096	137
7 "	18	14,406,380	25,000	79,501	2,811,103	124
10 "	12	16,604,152	40,062	116,374	3,664,227	45
20 "	1	2,047,918	52,698	-	382,169	4
30 "	1	3,398,152	-	30,000	686,235	6
50 "	1	5,683,903	-	-	1,304,475	4
70 "	1	7,366,544	-	6,000	1,752,267	3
100 "	1	10,633,276	-	-	2,568,137	3
合計	1,510	321,166,814	2,218,014	2,196,894	31,608,684	5,094

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	9	50	104	95	47	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	5	43	136	235	206	91	34	10	2	1	1	2
2 "	1	10	23	82	73	33	9	6	4	-	-	-
3 "	2	8	11	40	31	19	8	2	1	3	2	2
5 "	-	2	3	7	9	10	1	-	2	-	-	-
7 "	-	-	2	3	6	-	1	1	-	1	1	3
10 "	-	-	1	3	7	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	17	113	280	467	381	153	55	19	9	5	4	7

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田 (耕作権及び永小作権を含む。)	434	16,667,964
	畑 (")	404	7,442,632
	宅地 (借地権を含む。)	1,410	121,494,724
	山林	408	2,008,003
	その他の土地	438	11,991,785
	計	1,438	159,605,108
家屋、構築物		1,356	27,103,364
事業(財産) 農業用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	203	668,702
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	41	987,403
	売掛金	68	490,628
	その他の財産	107	1,685,420
	計	283	3,832,154
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	336	17,502,281
	同上以外の株式及び出資	865	28,090,255
	公債及び社債	299	8,003,195
	投資・貸付信託受益証券	396	7,238,678
	計	1,140	60,834,409
現金、預貯金等		1,501	74,071,703
家庭用財産		1,105	904,819
その他の財産	生命保険金等	344	12,501,548
	退職金及び功労金等	138	5,869,104
	立木	103	65,820
	その他	1,306	23,385,943
	計	1,348	41,822,416
合計		1,508	368,173,972
相続時精算課税適用財産価額		64	2,218,014
債務		1,345	47,734,926
葬式費用		1,470	3,687,140
計		1,493	51,422,066
差引純資産価額		1,510	318,969,920
加算贈与財産価額/暦年課税分贈与財産価額		287	2,196,894
課税価格		1,510	321,166,814

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。